

## 大阪市職員共済組合非常勤嘱託職員 雇用条件

- 1 業務内容 保健医療係
  - ① 短期給付事業に関する事務（窓口及び電話による応対含む）
  - ② パソコン機器操作（主にデータ入力、文書作成等）
  - ③ 郵便物及び庁内通送便の仕分け作業
  - ④ その他、業務として必要と認められるもの※①②の主な内容は、給付金支給業務、扶養認定業務、第三者行為に関する求償業務、柔道整復・鍼灸施術の療養費支給に関する業務、任意継続関連業務 等
- 2 雇用期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
  - ・勤務成績等に応じて、最大2回まで更新する場合があります。（最長で令和9年3月31日まで）  
ただし、満65歳に達した日以後における最初の3月31日以後は更新しません。
  - ・「職員の定年に関する条例(昭和59年大阪市条例第3号)」に基づき退職した方は、満65歳に達した日以後における最初の3月31日まで更新することができます。
  - ・満65歳以降も、勤務成績が特に優秀であると認められ、かつ健康状態が良好である方は、1年ごとの更新により、満70歳に達した日以後における最初の3月31日まで更新する場合があります。
- 3 勤務形態 勤務日数：週4日（月～金曜日）（週30時間）  
勤務時間：午前9時00分から午後5時15分まで  
休憩時間：45分  
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）  
月曜日から金曜日のうち指定する1日（雇用1年目は火曜日、雇用2年目以降は変更の場合あり）
- 4 勤務場所 大阪市職員共済組合  
大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市役所庁舎4階総務局事務室内
- 5 報酬等（雇用1年目：令和6年10月1日～令和7年3月31日）
  - ・報酬（月額）：146,160円～192,676円
  - ・期末・勤勉手当：171,737円～226,394円
  - ・年収見込：1,048,697円～1,382,450円（雇用2年目以降：令和7年4月1日～）
  - ・報酬（月額）：147,436円～192,676円
  - ・期末・勤勉手当：663,460円～867,040円

・年収見込：2,432,692円～3,179,152円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定します。

※期末・勤勉手当は、1年目は12月のみ支給（1.175月分）ですが、雇用契約が更新された場合、2年目以降は6月・12月に支給（合計4.5月分）となります。（調査対象期間中に欠勤があった場合などは、支給月数が異なることがあります。）

※上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

- 6 交通費 支給あり（1か月あたり55,000円上限）
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法、雇用保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法の定めによる
- 8 休暇等 （年次有給休暇）  
付与日数：10日  
付与期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日  
（雇用2年目以降は12日付与）  
（特別休暇）  
【有給】  
忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等  
（雇用2年目以降は夏季休暇）  
【無給】  
生理休暇、妊娠障害休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇
- 9 健康診断 雇用2年目以降は年1回以上期日を指定して健康診断を行います。